平成２８年（フ）第３３６３号
大阪市住吉区苅田10丁目６番８－106号
債務者　泉　　周
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７３号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番14―502号
債務者　福井　桂児
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８６号
大阪府八尾市安中町４丁目５番３号、前住所大阪府八尾市北木の本３丁目29番地
債務者　髙福　信子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０６号
大阪市生野区田島２丁目６番７号、住民票上の住所大阪市生野区田島２丁目３番８号
債務者　久保　勝美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０８号
大阪府豊中市柴原町２丁目２番５号　101号
債務者　中根　一美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６８号
埼玉県川口市新井町16番11号　ぐらんどりぶ二番館303号
債務者　星　恵里香
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９１２号
埼玉県上尾市愛宕２丁目17番５号　パークマンション上尾206
債務者　坂本茂こと　金　　茂（旧姓石上）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目25番32号　ストークハイツ202
債務者　白野　昭人
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０２号
埼玉県所沢市大字久米499番地の８　パナハイツきち野206
債務者　佐藤　康代
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４１０号
埼玉県入間市大字野田1392番地２　サンクレイドル仏子706
債務者　鎌田　好惠（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０５４号
名古屋市中村区烏森町６丁目85番地
債務者　矢野　真貴
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５１号
名古屋市北区山田２丁目11番11号　大曽根住宅３棟10―５号
債務者　青木　博美
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５８号
埼玉県川越市連雀町16番地10（三光連雀ビル202号室）
債務者　荒谷　　章
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６４号
埼玉県入間市東藤沢８丁目29番14号
債務者　平野　正昭
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３８０号
埼玉県狭山市笹井３丁目26番20号　笹井レジデンスⅡ101
債務者　長井　一則
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０７号
埼玉県ふじみ野市苗間547番地８
債務者　市川　哲男
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０８号
埼玉県坂戸市緑町13番12―201号　石井マンション
債務者　藤田　和枝
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部